

監 第 1413 号
令和元年 12 月 24 日

(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	桐 生 秀 昭
同	松 崎 淳

神奈川県職員措置請求について（通知）

令和元年 11 月 5 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

（理由）

1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は、法第 242 条第 1 項に規定されているとおり、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は「最高裁判所平成10年12月18日第三小法廷判決に基づき、私は再度、令和元年9月16日付で提起した監査請求と同旨の請求をする。なお、数値や表現を、一部変更した。」としている。

請求人が引用した平成10年12月18日付け最高裁判所第三小法廷判決では、「監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許されるものと解すべきである。」「また、監査委員が住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民が、却下の理由に応じて必要な補正を加えるなどして、当該請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする再度の住民監査請求に及ぶことは、請求を却下された者として当然の所為といえることができる。」とされている。

そこで、本件措置請求について改めて審査したところ、前記「1 住民監査請求の要件」から、地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるにもかかわらず、請求人は、依然として、県選挙管理委員会の決定が違法であるとする旨を繰り返すのみで、知事又は知事から委任を受けた者による、相模原市に出張した職員等に対する交通費等の支出行為自体が違法又は不当であるとする理由を摘示していない。

したがって、本件措置請求は、令和元年9月17日付けで受け付けた請求人からの神奈川県措置請求と数値や表現を一部変更するなどしているものの、同旨の請求を行うに過ぎないものであり、却下の理由に応じた補正(支出行為自体が違法又は不当であるとする理由の摘示)がなされているとは認められない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。